

離島振興法の一部を改正する法律

(平成一四年七月一九日法律第九〇号)(衆)

一、提案理由(平成一四年六月二〇日・衆議院本会議)

○久保哲司君　ただいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

離島振興法は、本土より隔絶せる離島の特殊事情からくる後進性を排除するための基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することを目的として、議員提案により、昭和二十八年七月、十力年の時限法として制定されたものであり、以後、四度にわたり、有効期限をそれぞれ十力年延長するとともに、諸施策を拡充してきたところであります。

しかしながら、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、いまだその産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比して低位にある状況は解消されるに至っておらず、また、人口の減少、高齢化も依然として進展しております。

一方、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全等に果たす役割や、離島の豊かな自然的、歴史的環境の果たす役割は極めて大きく、かつ増大しつつあります。

また、地方分権を推進し、地域の自立を促す観点からは、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の自主的、主体的な取り組みを促進していくことが重要になっております。

本案は、このような最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、目的規定において、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにすること。

第二に、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とすること。

第三に、離島振興対策実施地域に係る医療の確保等、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備すること。

第四に、平成十五年三月三十一日が時限となっている本法の有効期限を十力年延長すること。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る十二日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって起草案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一四年七月一二日)

○北澤俊美君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにし、地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とするほか、離島振興の追加施策に関する規定を整備する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、本法改正の主要事項、離島振興法による成果と今後の課題、航路、バス等の交通基盤の整備、遠隔地医療体制の整備、下水処理施設、廃棄物処理施設等の整備、観光産業の振興、離島振興政策の実効性を確保するための財政措置の充実その他について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会審査は省略された。